

物件選定・意思決定のプロセス

(1) 運用資産の取得及び売却に関する企画プロセス

運用資産の取得及び売却の企画に当たり、不動産投資チームにおいて運用資産の取得又は売却企画決裁書案を起案し、コンプライアンス・オフィサーの事前チェックを受けた後、運用審査会議に提出します。

運用審査会議においては、企画決裁書について、コンプライアンス・チェックを含む詳細な検討を行ったうえで、経営会議においても審議を行い、決裁は社長が行います。

(2) 運用資産の取得及び売却に関する実行プロセス

運用資産の取得及び売却の実行にあたり、不動産投資チームにおいて運用資産の取得又は売却実行決裁書案を作成し、コンプライアンス・オフィサーの事前チェックを受けた後、運用審査会議に提出します。

運用審査会議においては、実行決裁書について、コンプライアンス・チェックを含む詳細な検討を行い、利害関係人等との売買の場合はコンプライアンス委員会においても審議を行います。運用審査会議及びコンプライアンス委員会における検討結果を受けて、経営会議においても審議を行い、この審議結果を踏まえて社長が決裁し、運用資産の取得及び売却が実行されます。

(3) 投資運用の判断基準

投資法人の規約に定める運用方針に則った運営を行なうために、3年ごとに「中長期運用方針」を策定し、1年ごとに「年度運用計画」を策定、さらに、具体的な取引指針として「資産運用ガイドライン」を策定しています。投資運用の意思決定に当たっては、これらに則っているかどうかのチェックを行っています。